

居宅介護等事業所の管理者様

埼玉県福祉部障害者支援課長
高橋 良治（公印省略）

令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算一本化に伴う「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の提出について（依頼）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、標記について下記のとおり御提出をお願いします。

記

1 提出が必要な事業所

本県の指定を受けている事業所のうち、令和6年4月15日（月）までに処遇改善計画書を提出し、令和6年6月から福祉・介護職員等処遇改善加算に移行する事業所

2 提出書類

（1）介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書

（2）介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表

下記ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/s179/index.html>

3 提出方法

埼玉県電子申請・届出サービスに入力してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=74017

※通常の加算変更等で使用する申請窓口とは異なりますので御注意ください。

4 提出期限

令和6年6月14日（金）

5 留意事項

（1）本依頼に基づく「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」等の提出は、福祉・介護職員等処遇改善加算への移行に伴うものであり、福祉・介護職員等処遇改善加算以外の加算に関する変更を届け出るものではありません。

（2）上記4の提出期日までに、上記2の提出書類を提出した場合に、令和6年6月1日から福祉・介護職員等処遇改善加算を算定します。

（3）福祉・介護職員等処遇改善加算への移行以外の加算に関する変更期限は、前月15日です。

例）令和6年7月1日加算変更→令和6年6月14日（金）

担 当 地域生活・医療的ケア児等支援担当

TEL 048-830-3317

FAX 048-830-4783